

答 申 第 70 号
平成 20 年 7 月 22 日
(2008 年)

西 宮 市 長 様

西宮市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 中 山 正 隆

西宮市情報公開条例第 15 条第 2 項の規定
に基づく諮問について（ 答 申 ）

平成 19 年(2007 年) 12 月 4 日付で諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

答 申

第 1 審査会の結論

「西宮市職員健康保険組合の設立から平成 18 年度決算までに市が保険料として支出負担した金額と市の負担割合、事業主負担の基礎となる組合加入者数に関する資料」を不存在とした処分は妥当である。

第 2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての経過

異議申立人は、平成 19 年 9 月 11 日に第 1 記載の公文書（以下「本件文書」という。）の公開を実施機関、西宮市長に請求したが、同月 21 日付けで実施機関は「本件文書」を不存在とする決定を受けた。

これに対し、異議申立人は「本件文書」を不存在とした決定を不服とし、同年 11 月 16 日異議申立てに及んだものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書及び意見書並びに口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

(1) 組合加入者数と職員数の基礎資料は本来、実施機関に永久保存されているものである。

(2) 財政関係資料は本来、永久保存されているものである。

(3) 組合設立から解散の日まで 60 年間にわたり市財政から市職員が特別に恩恵を受けてきた金額について市民には知る権利がある。

よって、本件文書を不存在とした処分を取消し、公開を求める。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件文書を非公開とした処分理由説明書及び口頭での意見聴取において概要、次のように主張している。

1 諮問に至るまでの概要

(1) 平成 19 年 9 月 11 日、申立人は実施機関、西宮市長に対して、「本件文書」の公開請求を行った。

(2) 実施機関は、本件文書について不存在とする処分決定を行い、同月 21 日付けで異議申立人に通知した。

(3) 平成 19 年 12 月 4 日、申立人は、「本件文書」に係る処分を不服とし

て、西宮市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第15条第1項の規定に基づき本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

2 本件処分の理由

(1) 対象公文書

決算書（永年保存）及び決算書作成資料

西宮市の予算・決算書は、「款・項・目・節」の分類で構成されており、異議申立人が公開を求めている「市が保険料として支出負担した金額」は、「節・共済費」を更に分割した「細節・職員健康保険料」に該当し、「細節」は「節」を算出する基礎資料となっている。その細節及び細節の基礎となる関係書類は、「決算書作成資料」として別途保存されているが、西宮市文書分類表では「決算書作成資料」を3年保存と規定しており、平成15年度以前の当該資料はすでに廃棄処分され存在しない。

決算に係る主要な施策の成果等説明書（刊行物）

平成13年度以降の「決算に係る主要な施策の成果等説明書」には「一般職の給与明細」欄があり、異議申立人の必要とする職員数及び共済費の内訳（職員健康保険料）が記載されており、随時閲覧は可能であるが、平成12年度以前の同説明書には「一般職の給与明細」欄は掲載されておらず、職員数及び共済費の内訳は不明である。

財務会計データ

財務会計データは「決算書作成資料」の中に分類され、3年保存ではあるが、人事課では、財務会計がオンライン化された平成4年度以降の職員の給与に関するデータのプリントを保管しており、平成4年度から平成19年度までの一覧表を作成し、情報の提供を行った。

(2) 処分理由及び市の考え方

「決算書」及び「決算に係る主要な施策の成果等報告書（「決算に係る主要な施策の成果等説明書」を添付している。）」は、永年保存であるが、「決算書作成資料」及び「決算に係る主要な施策の成果等報告書関係書」は3年保存であり、保存年限を過ぎた文書は存在しない。また、決算については、款、項について行われ、歳入歳出決算事項別明細書においても「目」毎の「節」単位の支出済額までしか記載していないため、細節「職員健康保険料」に係る資料は永年保存の公文書には記載されておらず、前述の人事課作成資料による他にないと考えられる。

本件請求に関して作成した資料はすでに不服申立人に提供しており、

他に該当する公文書は存在しないため、本件決定は妥当であると判断した。

第4 審査会の判断

本件請求に関わる異議申立てについての本審査会の判断は、以下のとおりである。

1 本件対象公文書

本件審査で対象とする公文書は、第1に記載した、「西宮市職員健康保険組合の設立から平成18年度決算までに市が保険料として支出負担した金額と市の負担割合、事業主負担の基礎となる組合加入者数に関する資料」である。

2 処分理由の検討と判断

- (1) 本審査会では、「第4 - 1」に記載された情報の有無について、実施機関から意見聴取をするとともに、関係公文書の検討を行った。
- (2) 決算書は永年保存されているが、「節・共済費」までの記載はあるが、「細節・職員健康保険料」については、3年保存の「決算書作成資料」を確認するしか方法のないことが確認された。
- (3) 「決算に係る主要な施策の成果等説明書」には、「一般職の給与明細」欄があり、異議申立人の必要とする職員数及び共済費の内訳（職員健康保険料）が記載されている。しかし、平成12年度以前のものにはその記載がなかった。
- (4) 「財務会計データ」は平成4年度以降のものを人事課が保有しており、3年の保存期限を過ぎているとはいえ、公開対象となる公文書である。
- (5) よって、請求の情報が記載された文書は廃棄処分済みであり、平成4年度以降しか情報の提供ができなかったと言う実施機関の説明はやむを得ないと判断する。

第5 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のように答申する。なお、審査の経過は別紙のとおりである。

別紙

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 19 年 1 2 月 4 日		諮問書を受領
平成 2 0 年 4 月 2 1	第 146 回 審 査 会	実施機関から意見聴取
平成 2 0 年 5 月 7 日		異議申立人の意見書を受領
平成 2 0 年 5 月 1 9	第 147 回 審 査 会	異議申立人から意見聴取
平成 2 0 年 6 月 2 0 日	第 148 回 審 査 会	答申に向けた審議
平成 2 0 年 7 月 2 2 日	第 149 回 審 査 会	答 申